DV ドメスティック・バイオレンス って、どんなこと?



DVとは? 配偶者や恋人などの 親密な関係にある (あった) 相手から 振るわれる暴力のこと。

相手が暴力を振るうのは自分のせいだ。

Sur

暴力さえ目をつぶればうまくいくはず。

子どもの幸せのためには暴力も我慢。





こんな思い込み ありませんか?

栃木県

あなたは大丈夫? もしかしたらこれってDVなの?

◆DVを受けていませんか?

- □ 相手の暴力でけがをしたことがある。
- □ 相手にバカにされるので何をやっても自信がもてない。
- □ 相手を怒らせないようにいつも気をつかっている。

◆DVをしていませんか?

- □ 自分の思うようにならないことがあると不機嫌になったり、イライラを相手や物にぶつけたりする。
- □ 相手が自分の言うとおりにするのは当然だと思っている。
- □ 自分のことが好きなら、身体を許すことは当然だと思う。

ひとつでもチェックがついていたら、DVではないかと考えてみたり、自分の態度・行動を見直してみましょう。

国の調査(※)によると、女性の**約4人に1人**、男性の**約5人に1人**が、DVを受けたことがあると回答しています。DVは思っているより身近なところにある問題です。

(※) 内閣府「男女間における暴力に関する調査結果」(令和2年度)

こんなことが起きていませんか?

殴る・蹴るだけが、暴力ではありません。 また、女性だけでなく男性も被害者となります。

◆DVは重大な人権侵害です。

身体的な暴力

- ●殴る、蹴る、つねる
- ●髪を引っ張る
- ●物を投げつける

経済的な暴力

- ●生活費を渡さない
- ●いつもお金を払わせる
- 借りたお金を返さない
- 仕事をさせない

精神的な暴力

- ●言葉や態度で侮辱する
- どなったり脅したりする
- ●何を言っても無視する
- ■別れるなら死ぬ(殺す)と言う

性的な暴力

- ●性行為を強要する
- ●避妊に協力しない
- ●無理やりアダルト動画 を見せる
- ●中絶を強要する

社会的暴力

- ●実家や友人との付き合い を制限する
- 携帯電話や郵便物を勝手 に見る
- ●外出を制限する
- ●行動を監視する

子どもを巻き込んだ暴力

- ●子どもの前で「バカだ」 「親の資格がない」など と非難する
- ●「子どもに危害を加える」 と言って脅す

暴力はくり返されていませんか?

多くの場合、DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル(周期)があり、何度も繰り返されると言われています。暴力は、だんだんとエスカレートし、周期も短くなっていくと言われています。

また、これらを繰り返すことにより心身共に疲弊し、DVから逃れられなくなると考えられています。

ハネムーン期

- 「ごめん」「もう二度 としない」と約束する
- 別人のように優しく ふるまう。

爆発期

- 怒りのコントロールが できなくなる
- ●殴る、蹴る、暴言、 脅す、無視するなどの 暴力をふるう

緊張期

- ●イライラした態度
- ●ちょっとしたことで 不機嫌になる
- ●言葉が荒々しくなる

DVとケンカって違うの?

ケンカは意見や利害のぶつかり合いであり、そこには対等な 関係が存在しています。

一方で、DVは暴力によって相手を自分の思うとおりにコントロールしようとするものであり、ケンカとは全く異なります。

●●●●●よりよい関係を築くために●●●●●

◆暴力を許さない

どんな理由があっても暴力は決して許されません。

◆自分のことを大切にする

自分を大切にする気持ちがないと、暴力をふるわれたとき相手に対してはっきりと断ることが難しくなります。イヤなことは我慢せず、はっきりと「イヤ」と伝えましょう。

- 自分の気持ちや身体を大切にしてください。
- ◆相手のことも大切にする

自分の考えを相手に押しつけようとせず、お互いの違いを認め、 尊重し合うことが大切です。

D V は子どもにも深刻な 影響を与えます。

子どもは、直接暴力を受けていなくても、暴力を目撃 することで深く傷つきます。

「児童虐待防止法」でも、児童の目の前でDVが行われること(面前DV)は、児童虐待にあたるとされています。

暴力をみて育った子どもは、 緊張や恐怖から、様々な心身の 不調を引き起こします。

また、将来の人間関係の形成にも大きく影響します。



児童虐待に関する 相談はこちら

DV被害者を支援する さまざまな機関があります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)があります。

一人で悩まず、相談してください。

警察

- ●暴力の相談に対応します。
- ●加害者への指導警告や 検挙を行います。

《緊急時は迷わず110番を》

配偶者暴力相談支援センター

- ●暴力の相談に応じます。
- ●保護命令の申請等、必要 な情報の提供を行います。
- ●被害者の一時保護について 情報提供を行います。

緊急に相談したい。 加害者を捕まえてほしい。 A

相談したい。とりあえず加害者から避難したい。

相談したいと思ったら…。

暴力を受けて ケガをした。



加害者が近寄って こないようにしたい。

病院

- ●暴力を受けた証明となる 診断書を作成します。
- ●被害者の意思を確認した うえで、配偶者暴力相談 支援センターや警察に通 報します。

地方裁判所

- ●保護命令を発令します。
 - ※お近くの相談機関へ 御相談ください。

暴力を受けているひとがいたら?

◆まわりにこんな人はいませんか?

- □暴力をふるわれて、あざができていることがある。
- □ 機嫌を損なうと、ひどい嫌がらせをされる。
- □ 別れたいと言うと死ぬと言って脅される。
- □ 暴力の原因はおまえにあると言って責められる。
- □ 家を出ても追いかけてきて連れ戻される。

被害を相談された際に、「お互いに悪いところがあるんじゃないの?」、「束縛されているのは、愛されている証拠だよ。」などと言いがちです。

しかし、相談者はこれらの何気ない言葉に傷つき、さらに孤独感・無力感を深め、解決の機会を逃してしまう可能性があります。



相談を受けたときは、責めたり批評したりせず、時間をかけてじっくり話を聴き、「あなたは悪くない」と伝えましょう。 そして、自分でなんとかしようとせず、被害者の意思を尊重しながら、適切な相談機関を紹介してください。

(相談機関は裏面参照) なお、状況を悪化させないために、加害者に直接連絡したり、 接したりすることは避けましょう。

被害者・加害者・傍観者にならないために、 DVについて考えてみましょう。

あなたの支援者がここにいます。

【配偶者暴力相談支援センター】

- ○とちぎ男女共同参画センター相談ルーム ☎028-665-8720 月曜日〜金曜日 9:00〜20:00 土曜日・日曜日 9:00〜16:00
- ○日光市配偶者暴力相談支援センター ☎0288-30-4140 月曜日~金曜日 8:30~17:15
- ○小山市配偶者暴力相談支援センター **☎**0285-22-9602 月曜日~金曜日 9:00~17:00
- ○栃木市配偶者暴力相談支援センター ☎0282-21-2218 月曜日~金曜日 9:00~16:00

※上記以外でもお住まいの市町や県東、県南、県北健康福祉センターでも相談できます。

【その他の相談窓口】

- ○認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ ☎028-621-9993 月曜日~金曜日 9:00~17:00
- ○とちぎ性暴力被害者サポートセンターとちエール ☎028-678-8200 月曜日~金曜日 9:00~17:30、土曜日 9:00~12:30
- ○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (内閣府)
- ○DV相談ナビ(内閣府) #8008(はれれば)
- ○性犯罪被害相談電話(警察) #8103 (ハートさん)

その他DVに対する相談機関等については

栃木県 DV対策

検索.

